

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>1-1-2-10 工事円滑化会議の実施について</p> <p>工事円滑化会議とは、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、工事着手前および新工種の追加等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認を行うために開催するものである。</p> <p>1. 会議出席者は、以下を基本とする。</p> <p>受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、受注会社代表等 発注者：総括監督員、主任監督員、監督員、必要に応じて副所長、本部担当課 なお、設計コンサルタントの出席も可能とし、設計コンサルタントが出席する場合は、技術調整会議に相当する。</p> <p>2. 実施時期は、工事着手前および新工種発生時等とする。なお、初回は現地調査終了後で工事着手前に実施すること。</p> <p>会議の主催は主任監督員とし、受注者の求めにより開催することや必要に応じ複数回開催も可能とする。また、関係工事をまとめて、複数工事での開催も可能とする。関係工事とは、現場条件の情報共有が必要な工事を指しており、関係工事の例として以下に示す。</p> <p>道路部門：道路建設工事のトンネル工事、橋梁工事、改良工事、舗装工事が同一区間に複数存在する場合等 河川部門：河川工事の樋門工事、遊水地工事、橋梁工事が同一区間に複数存在する場合等</p> <p>3. 会議の主催は、発注者側となるため、指示書（様式第9号）等については発注者側で行うこと。</p> <p>実施にあたっては、「工事円滑化会議チェックリスト（案）」を活用し、会議のためだけに資料を作成することは極力避けること。チェックリストの打合せ（確認）事項については、原則全項目とするが、状況に応じて項目を加除するなど、適宜判断すること。</p> <p>会議にあたっては、以下の図書類も参照すること。</p> <p>(1) 工事請負契約における設計変更ガイドライン (2) 工事一時中止に係るガイドライン（案） (3) 設計図書の照査ガイドライン (4) 設計変更事例集 (5) 工事関係書類一覧表</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。 http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g7000000gacn.html http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000012w9.html</p> <p>4. 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので、本会議等を活用し協議すること。</p> <p>① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>	<p>本省通知及び特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用																											
	<p>工事内消化会議チェックリスト(案)</p> <table border="1" data-bbox="1299 260 2264 743"> <thead> <tr> <th>打合せ(確認)事項</th> <th>主体</th> <th>チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初設計の考え方、方針、未計上部分についての確認</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関との協議状況、工事着手時期の制約の有無 ・条件明示内容の補足・確認</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事請負契約第18条～第24条、設計変更ガイドラインに基づいた設計変更フロー等、設計変更手続きの確認</td> <td>発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当初設計図書の不整合、不整合、誤謬又は脱漏等、当初設計に示された施工条件との不整合、設計図書の照査結果の確認等 【工事請負契約書第18条関係】</td> <td>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施工程とクリティカルパスの確認・共有 ※1 ・クリティカルパスとなる作業着手時期と対外協議状況 ※工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にする。</td> <td>受注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事成果品の提出媒体(電子、紙)の事前協議 ・提出媒体の明確化(電子、紙)、必要最小限化</td> <td>受発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計変更内容についての確認 (工種増、工区増、大幅な工事内容の変更等、重要な案件)</td> <td>受発注者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事一時中止、工期延伸等の確認</td> <td>受発注者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 工事工程表(クリティカルパスを含む)を受注者は現場着手前(準備期間内)に作成し、監督職員と共有すること。</p>	打合せ(確認)事項	主体	チェック	当初設計の考え方、方針、未計上部分についての確認	発注者		関係機関との協議状況、工事着手時期の制約の有無 ・条件明示内容の補足・確認	発注者		工事請負契約第18条～第24条、設計変更ガイドラインに基づいた設計変更フロー等、設計変更手続きの確認	発注者		当初設計図書の不整合、不整合、誤謬又は脱漏等、当初設計に示された施工条件との不整合、設計図書の照査結果の確認等 【工事請負契約書第18条関係】	受注者		実施工程とクリティカルパスの確認・共有 ※1 ・クリティカルパスとなる作業着手時期と対外協議状況 ※工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にする。	受注者		工事成果品の提出媒体(電子、紙)の事前協議 ・提出媒体の明確化(電子、紙)、必要最小限化	受発注者		設計変更内容についての確認 (工種増、工区増、大幅な工事内容の変更等、重要な案件)	受発注者		工事一時中止、工期延伸等の確認	受発注者		<p>本省通知及び特記仕様書からの移行</p>
打合せ(確認)事項	主体	チェック																											
当初設計の考え方、方針、未計上部分についての確認	発注者																												
関係機関との協議状況、工事着手時期の制約の有無 ・条件明示内容の補足・確認	発注者																												
工事請負契約第18条～第24条、設計変更ガイドラインに基づいた設計変更フロー等、設計変更手続きの確認	発注者																												
当初設計図書の不整合、不整合、誤謬又は脱漏等、当初設計に示された施工条件との不整合、設計図書の照査結果の確認等 【工事請負契約書第18条関係】	受注者																												
実施工程とクリティカルパスの確認・共有 ※1 ・クリティカルパスとなる作業着手時期と対外協議状況 ※工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にする。	受注者																												
工事成果品の提出媒体(電子、紙)の事前協議 ・提出媒体の明確化(電子、紙)、必要最小限化	受発注者																												
設計変更内容についての確認 (工種増、工区増、大幅な工事内容の変更等、重要な案件)	受発注者																												
工事一時中止、工期延伸等の確認	受発注者																												

現 行	改 定 (案)	適 用
<p>1-1-2-10 技術調整会議の実施について (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額 1 億円以上又は受注金額 5000 万円以上の構造物が主体の工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。ただし、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要が無い工事については、その限りではない。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 (http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html)</p> <p>(設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。 (http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html)</p>	<p>1-1-2-11 技術調整会議の実施について (設計業務の成果品を用いて発注している工事で、受注金額 1 億円以上又は受注金額 5000 万円以上の構造物が主体の工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、工事に使用した設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合は、設計思想等の伝達のため、技術調整会議を実施するものとする。ただし、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要が無い工事については、その限りではない。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局ホームページからダウンロードできる。 (http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gi_jyutu/ud49g7000000gacn.html)</p> <p>(設計業務の成果品を用いて発注している工事で、前項に該当しない工事)</p> <p>1. 技術調整会議とは、工事発注者・工事受注者・工事に使用した設計業務等受注者（設計コンサルタント）の3者が一堂に集まり、会を開催するものである。</p> <p>2. 受注者は、契約後「設計図書の照査ガイドライン」に基づき照査を実施し、その結果を監督職員に報告するとともに、問題がある場合は資料及び質問書を監督職員に書面で提出するものとする。</p> <p>3. 会の開催は、質問書に対し、監督職員が必要と認める場合 または設計時の意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事で、設計業務等受注者の参加承諾を得られた場合に限り、技術調整会議を実施するものとする。</p> <p>4. 「設計図書の照査ガイドライン」は下記に示す北海道開発局ホームページからダウンロードできる。 (http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gi_jyutu/ud49g7000000gacn.html)</p>	<p>実施要領の文章に基づき、文言の追加</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>1-1-2-12 設計変更確認会議の実施について</p> <p>1. 設計変更確認会議とは、工事完成前に、設計変更手続きや工事完成検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況、工事書類の簡素化等について、受注者が確認共有を図るために開催するものである。</p> <p>2. 会議出席者は、設計変更内容に応じて以下を基本とする。 受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、受注会社代表等 発注者：総括監督員、主任監督員、監督員、必要に応じて副所長、本部担当課</p> <p>3. 実施時期は、工期末の1ヶ月半～2ヶ月前を基本とし、主催は主任監督員とする。受発注者の協議により、設計変更や施工方法の変更による数量等が確定する段階等で、必要に応じて複数回開催も可能とする。</p> <p>4. 打合せ事項は、以下を基本とする。 (1) 設計変更内容（設計変更対象項目、対象数量等） (2) 技術提案（総合評価落札方式）の履行確認 (3) 工事書類（電子納品、検査方法等）～二重納品防止</p> <p>5. 会議にあたっては、以下の図書類も参照すること。 (1) 工事請負契約における設計変更ガイドライン (2) 工事一時中止に係るガイドライン（案） (3) 設計変更事例集</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。 http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gi_jyutu/ud49g7000000gacn.html</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>
<p>1-1-2-22 土木工事における受発注者の業務効率化の実施について</p> <p>1. 目的 工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事受注契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。</p> <p>2. 実施方法 工事書類の提出は、本局HPに掲載している「工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。 http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/kouji5.htm</p>	<p>1-1-2-24 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類簡素化）について</p> <p>1. 工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事受注契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>2. 工事書類の作成及び提出は、北海道開発局ホームページに掲載している「工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。 http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000012w9.html</p> <p>3. 「工事関係書類一覧表」に基づき、工事着手前に「工事書類作成のための事前協議」について監督職員と協議すること。なお、協議結果に変更が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. 前項において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。</p>	<p>特記仕様書からの移行および文言の追記</p>

現 行	改 定 (案)	適 用																																																																																		
<p>1-1-2-24 建設業のイメージアップ</p> <p>1. 工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。</p> <p>2. イメージアップの内容は、下記表のうち原則として各対象項目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1対象項目のみ2内容）の合計5つの内容を選択することを基本とする。なお、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="341 651 1157 1071"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th colspan="4">イメージアップの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仮設備関係</td> <td>雨水・電力等の供給設備</td> <td>緑化・花壇</td> <td>ライトアップ施設</td> <td>見守路及び椅子の配置</td> </tr> <tr> <td>昇降設備の充実</td> <td>環境負荷の低減</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営繕関係</td> <td>現場事務所の快適化</td> <td>労働者宿舍の快適化</td> <td>デザインボックス（交通誘導具等設置）</td> <td>現場休憩所の快適化</td> </tr> <tr> <td>健康関連設備および厚生施設の充実等</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>工事関係・説明等安全施設の「オン・オフ」(電光式標識等)</td> <td>盗難防止対策（警報機等）</td> <td>避難・防凍対策</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域とのコミュニケーション</td> <td>完成予定図</td> <td>工事説明図</td> <td>工事工程表</td> <td>デザイン工事看板（各工事P.E.看板含む）</td> </tr> <tr> <td>見学会等の開催（イベント等の実施含む）</td> <td>見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</td> <td>パンフレット・工事説明ビデオ</td> <td>地割付表等（地割付事等の経費を含む）</td> </tr> <tr> <td>社会貢献</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. イメージアップについての具体的な内容、実施時期については施工計画書に含めて提出するものとする。</p> <p>4. 工事完成時には、イメージアップの実施写真を提出するものとする。</p>	対象項目	イメージアップの内容				仮設備関係	雨水・電力等の供給設備	緑化・花壇	ライトアップ施設	見守路及び椅子の配置	昇降設備の充実	環境負荷の低減	その他		営繕関係	現場事務所の快適化	労働者宿舍の快適化	デザインボックス（交通誘導具等設置）	現場休憩所の快適化	健康関連設備および厚生施設の充実等	その他			安全関係	工事関係・説明等安全施設の「オン・オフ」(電光式標識等)	盗難防止対策（警報機等）	避難・防凍対策	その他	地域とのコミュニケーション	完成予定図	工事説明図	工事工程表	デザイン工事看板（各工事P.E.看板含む）	見学会等の開催（イベント等の実施含む）	見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営	パンフレット・工事説明ビデオ	地割付表等（地割付事等の経費を含む）	社会貢献	その他			<p>1-1-2-26 建設業の現場環境改善</p> <p>1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。</p> <p>2. 現場環境改善の内容は、下記表のうち原則として各対象項目ごと（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）に1内容ずつ（いずれか1対象項目のみ2内容）の合計5つの内容を選択することを基本とする。なお、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1380 619 2240 1039"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th colspan="4">現場環境改善の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現場環境改善（仮設備関係）</td> <td>排水・電力等の供給設備</td> <td>緑化・花壇</td> <td>ライトアップ施設</td> <td>見守路及び椅子の配置</td> </tr> <tr> <td>昇降設備の充実</td> <td>環境負荷の低減</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場環境改善（営繕関係）</td> <td>現場事務所等の快適化（女子更衣室の設置を含む）</td> <td>労働者宿舍の快適化</td> <td>デザインボックス（交通誘導具等設置）</td> <td>現場休憩所の快適化</td> </tr> <tr> <td>健康関連設備および厚生施設の充実等</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場環境改善（安全関係）</td> <td>工事関係・説明等安全施設の「オン・オフ」(電光式標識等)</td> <td>盗難防止対策（警報機等）</td> <td>避難（熱中症予防）・防凍対策</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域連携</td> <td>完成予定図</td> <td>工事説明図</td> <td>工事工程表</td> <td>デザイン工事看板（各工事看板含む）</td> </tr> <tr> <td>見学会等の開催（イベント等の実施含む）</td> <td>見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</td> <td>パンフレット・工事説明ビデオ</td> <td>地域対策費等（地域行事等の経費を含む）</td> </tr> <tr> <td>社会貢献</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 現場環境改善についての具体的な内容、実施時期については施工計画書に含めて提出するものとする。</p> <p>4. 工事完成時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。</p>	対象項目	現場環境改善の内容				現場環境改善（仮設備関係）	排水・電力等の供給設備	緑化・花壇	ライトアップ施設	見守路及び椅子の配置	昇降設備の充実	環境負荷の低減	その他		現場環境改善（営繕関係）	現場事務所等の快適化（女子更衣室の設置を含む）	労働者宿舍の快適化	デザインボックス（交通誘導具等設置）	現場休憩所の快適化	健康関連設備および厚生施設の充実等	その他			現場環境改善（安全関係）	工事関係・説明等安全施設の「オン・オフ」(電光式標識等)	盗難防止対策（警報機等）	避難（熱中症予防）・防凍対策	その他	地域連携	完成予定図	工事説明図	工事工程表	デザイン工事看板（各工事看板含む）	見学会等の開催（イベント等の実施含む）	見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営	パンフレット・工事説明ビデオ	地域対策費等（地域行事等の経費を含む）	社会貢献	その他			<p>土木工事積算基準に準拠し、文言の改訂</p>
対象項目	イメージアップの内容																																																																																			
仮設備関係	雨水・電力等の供給設備	緑化・花壇	ライトアップ施設	見守路及び椅子の配置																																																																																
	昇降設備の充実	環境負荷の低減	その他																																																																																	
営繕関係	現場事務所の快適化	労働者宿舍の快適化	デザインボックス（交通誘導具等設置）	現場休憩所の快適化																																																																																
	健康関連設備および厚生施設の充実等	その他																																																																																		
安全関係	工事関係・説明等安全施設の「オン・オフ」(電光式標識等)	盗難防止対策（警報機等）	避難・防凍対策	その他																																																																																
地域とのコミュニケーション	完成予定図	工事説明図	工事工程表	デザイン工事看板（各工事P.E.看板含む）																																																																																
	見学会等の開催（イベント等の実施含む）	見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営	パンフレット・工事説明ビデオ	地割付表等（地割付事等の経費を含む）																																																																																
	社会貢献	その他																																																																																		
対象項目	現場環境改善の内容																																																																																			
現場環境改善（仮設備関係）	排水・電力等の供給設備	緑化・花壇	ライトアップ施設	見守路及び椅子の配置																																																																																
	昇降設備の充実	環境負荷の低減	その他																																																																																	
現場環境改善（営繕関係）	現場事務所等の快適化（女子更衣室の設置を含む）	労働者宿舍の快適化	デザインボックス（交通誘導具等設置）	現場休憩所の快適化																																																																																
	健康関連設備および厚生施設の充実等	その他																																																																																		
現場環境改善（安全関係）	工事関係・説明等安全施設の「オン・オフ」(電光式標識等)	盗難防止対策（警報機等）	避難（熱中症予防）・防凍対策	その他																																																																																
地域連携	完成予定図	工事説明図	工事工程表	デザイン工事看板（各工事看板含む）																																																																																
	見学会等の開催（イベント等の実施含む）	見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営	パンフレット・工事説明ビデオ	地域対策費等（地域行事等の経費を含む）																																																																																
	社会貢献	その他																																																																																		

現 行	改 定 (案)	適 用				
<p>1-1-2-26 特定外来生物（植物）について</p> <p>1. 事前調査</p> <p>受注者は、工事区域について、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、特定外来生物（植物）の有無について、監督職員へ報告すること。なお、工事区域内に特定外来生物（植物）があり、「特定外来生物（植物）の防除」に該当する場合は、以下によるものとする。また、「防除」とは、「採取又は処分、被害防止措置」等を言い、「防除」を以て、法の禁止行為（飼養等）が除外される。防除の方法は、①一般廃棄物処分場へ搬出、②育つことが出来ない状態として処分（土砂 20 cm 以上の被覆による埋め立て、焼却等）、③刈りっぱなしの除草、④繁殖地が拡大しない範囲でのすき取り土の緑化再利用等により実施するものとし、監督職員と協議し指示によること。</p> <p>特定外来生物（植物）一覧</p> <table border="1" data-bbox="284 688 1210 848"> <tr> <td>種 名</td> <td>*オオキンケイギク、*オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、*アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ポタンウキクサ、アゾルラ・クリスタータ、ミズヒマワリ、*オオフサモ、スパルティナ属全種、ルドウィギア・グランディフロラ・アングリカ</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※北海道内で確認されている種</p>	種 名	*オオキンケイギク、*オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、*アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ポタンウキクサ、アゾルラ・クリスタータ、ミズヒマワリ、*オオフサモ、スパルティナ属全種、ルドウィギア・グランディフロラ・アングリカ	<p>1-1-2-28 特定外来生物（植物）について</p> <p>1. 事前調査</p> <p>受注者は、工事区域について、事前に特定外来生物（植物）の生育について調査し、特定外来生物（植物）の有無について、監督職員へ報告すること。なお、工事区域内に特定外来生物（植物）があり、「特定外来生物（植物）の防除」に該当する場合は、以下によるものとする。また、「防除」とは、「採取又は処分、被害防止措置」等を言い、「防除」を以て、法の禁止行為（飼養等）が除外される。防除の方法は、①一般廃棄物処分場へ搬出、②育つことが出来ない状態として処分（土砂 20 cm 以上の被覆による埋め立て、焼却等）、③刈りっぱなしの除草、④繁殖地が拡大しない範囲でのすき取り土の緑化再利用等により実施するものとし、監督職員と協議し指示によること。</p> <p>特定外来生物（植物）一覧</p> <table border="1" data-bbox="1383 667 2243 852"> <tr> <td>種 名</td> <td>*オオキンケイギク、*オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、*アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ポタンウキクサ(ウオーターレタス)、アゾルラ・クリスタタ、ミズヒマワリ、*オオフサモ(パロットフェザー)、スパルティナ属全種、ルドウィギア・グランディフロラ、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、ピーチグラス</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※北海道内で確認されている種</p>	種 名	*オオキンケイギク、*オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、*アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ポタンウキクサ(ウオーターレタス)、アゾルラ・クリスタタ、ミズヒマワリ、*オオフサモ(パロットフェザー)、スパルティナ属全種、ルドウィギア・グランディフロラ、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、ピーチグラス	<p>「特定外来生物リスト」の植物の追加による改訂</p>
種 名	*オオキンケイギク、*オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、*アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ポタンウキクサ、アゾルラ・クリスタータ、ミズヒマワリ、*オオフサモ、スパルティナ属全種、ルドウィギア・グランディフロラ・アングリカ					
種 名	*オオキンケイギク、*オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、*アレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ポタンウキクサ(ウオーターレタス)、アゾルラ・クリスタタ、ミズヒマワリ、*オオフサモ(パロットフェザー)、スパルティナ属全種、ルドウィギア・グランディフロラ、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、ピーチグラス					

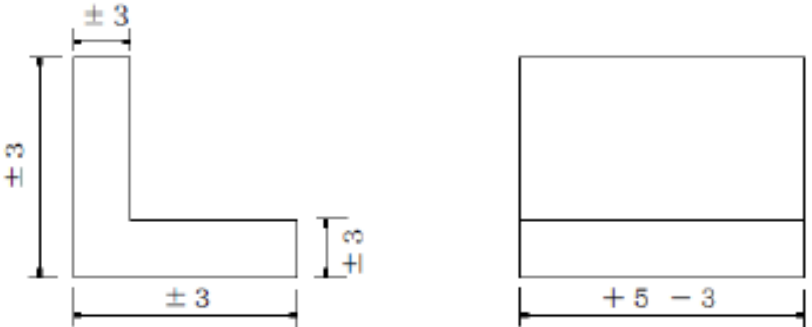
現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>1-1-2-30 地域外からの労働者確保について</p> <p>1. 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適切な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することがあるため、監督職員と協議すること。</p> <p>営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費について労働者確保に係るものに限る。）</p> <p>労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。 2) 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。 3) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。 6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 	<p>特記仕様書からの移行</p>

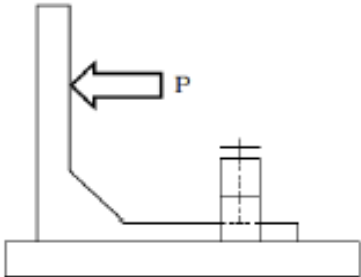
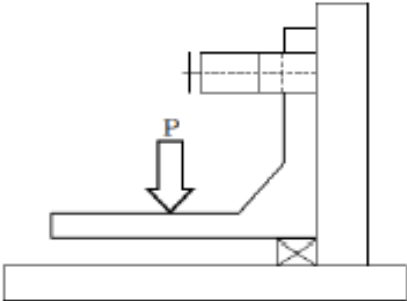
現 行	改 定 (案)	適 用																																																																																				
	<p style="text-align: right;">様式1</p> <p>実績変更対象費に関する実施計画書</p> <table border="1" data-bbox="1350 262 2240 651"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>費用</th> <th>内 容</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通仮設費</td> <td>借上費</td> <td>現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管庫等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を構築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働者送迎費</td> <td>労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両燃料、燃料費等含む）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場管理費</td> <td>労務管理費</td> <td>募集及び解雇に要する費用 労働者の起任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資金以外の食事、通勤等に要する費用</td> <td>労働者の食事補助、交通費の支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">様式2</p> <p>実績変更対象費に関する変更実施計画書</p> <table border="1" data-bbox="1350 745 2240 1134"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>費用</th> <th>内 容</th> <th>当初計上額</th> <th>変更計上額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">共通仮設費</td> <td>借上費</td> <td>現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管庫等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を構築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働者送迎費</td> <td>労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両燃料、燃料費等含む）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場管理費</td> <td>労務管理費</td> <td>募集及び解雇に要する費用 労働者の起任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資金以外の食事、通勤等に要する費用</td> <td>労働者の食事補助、交通費の支給</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費目	費用	内 容	計上額	共通仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管庫等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を構築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両燃料、燃料費等含む）		小 計				現場管理費	労務管理費	募集及び解雇に要する費用 労働者の起任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		資金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給		小 計				合 計				費目	費用	内 容	当初計上額	変更計上額	差額	共通仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管庫等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を構築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用				宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用				労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両燃料、燃料費等含む）				小 計						現場管理費	労務管理費	募集及び解雇に要する費用 労働者の起任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当				資金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給				小 計						合 計						<p>特記仕様書からの移行</p>
費目	費用	内 容	計上額																																																																																			
共通仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管庫等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を構築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用																																																																																				
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用																																																																																				
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両燃料、燃料費等含む）																																																																																				
小 計																																																																																						
現場管理費	労務管理費	募集及び解雇に要する費用 労働者の起任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当																																																																																				
	資金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給																																																																																				
小 計																																																																																						
合 計																																																																																						
費目	費用	内 容	当初計上額	変更計上額	差額																																																																																	
共通仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管庫等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を構築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用																																																																																				
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用																																																																																				
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両燃料、燃料費等含む）																																																																																				
小 計																																																																																						
現場管理費	労務管理費	募集及び解雇に要する費用 労働者の起任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当																																																																																				
	資金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給																																																																																				
小 計																																																																																						
合 計																																																																																						
	<p>1-1-2-31 遠隔地からの建設資材調達について</p> <p>1. 建設資材の安定的な確保を図るために当初想定していた調達箇所以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更する場合がある、なお、受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>																																																																																				

現 行	改 定 (案)	適 用																																																																																																																																																																																																	
	<p>2-2-7-7 セメントコンクリート製品 (JIS掲載品除く)</p> <p>1. 北海道開発局 道路設計要領 第6集 第1章 2 樹及び第3章 2 排水 に掲載されているプレキャスト鉄筋コンクリート製品 (JIS掲載製品を除く) は、下記によるものとする。</p> <p>(1) 基本規格は、JIS A 5361、A 5362、A 5363、A 5364、A 5365 によるものとする。ただし、中間樹・嵩上げ樹・嵩上げブロックを除き、JIS A 5363 5.1.1 (a~e) (製品の曲げ試験) は適用しない。</p> <p>(2) 構造別製品群規格は、下記 a・b に定めた仕様を除き JIS A 5372 附属書 D (マンホール類) によるものとする。</p> <p>1) 附属書 D で使用している「マンホール類」は、「プレキャスト鉄筋コンクリート樹類」に読み替える。</p> <p>2) 附属書 D D. 4 形状、寸法及び寸法の許容差は、別表 1 及び別表 2 に読み替える。</p> <p>別表 1 プレキャスト鉄筋コンクリート樹の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">型 番</th> <th colspan="3">寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">備 考</th> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">型 番</th> <th colspan="3">寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>長</th> <th>高</th> <th>幅</th> <th>長</th> <th>高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">集水樹</td> <td rowspan="3">I 型 A</td> <td>上部</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>210</td> <td rowspan="12">雨水樹</td> <td rowspan="3">雨水樹 A 型</td> <td>上部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>850</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>中間</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>H</td> <td>雨水樹 B 型</td> <td>上部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>300 (260)</td> </tr> <tr> <td>下部</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>1900</td> <td>雨水樹 B 型</td> <td>中間</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">I 型 B</td> <td>上部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>210</td> <td>雨水樹 B 型</td> <td>下部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>中間</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>H</td> <td>雨水樹 C 型</td> <td>上部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>300 (270)</td> </tr> <tr> <td>下部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>1200</td> <td>雨水樹 C 型</td> <td>中間</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II 型 A</td> <td>上部</td> <td>660</td> <td>660</td> <td>270</td> <td>雨水樹 D 型</td> <td>下部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>下部</td> <td>660</td> <td>660</td> <td>580</td> <td>雨水樹 D 型</td> <td>上部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II 型 D</td> <td>上部</td> <td>1020</td> <td>640</td> <td>660 (650)</td> <td rowspan="2">雨水樹 E 型</td> <td>中間</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>下部</td> <td>680</td> <td>670</td> <td>580</td> <td>雨水樹 E 型</td> <td>下部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">導水水抜</td> <td>嵩上</td> <td>680</td> <td>670</td> <td>H</td> <td rowspan="2">雨水樹 E 型</td> <td>上部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>アープ</td> <td>680</td> <td>500</td> <td>H</td> <td>雨水樹 E 型</td> <td>中間</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">集水 B</td> <td>末端</td> <td>1000</td> <td>600</td> <td>500 (450)</td> <td rowspan="3">集水樹</td> <td rowspan="3">集水樹 A</td> <td>上部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>集水 B</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>600</td> <td>集水樹 A</td> <td>中間</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>集水 C</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>720</td> <td>集水樹 A</td> <td>下部</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>集水 D</td> <td>1100</td> <td>1100</td> <td>930</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 2 プレキャスト鉄筋コンクリート樹の寸法及び寸法の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法・許容差</th> <th>単位</th> <th>幅・長</th> <th>高さ</th> <th>厚さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>901mm 以上</td> <td>mm</td> <td>-8~+8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>900mm 以下</td> <td>mm</td> <td>-5~+5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. コンクリートブロック製品等の製造方法及び品質管理は、下記によるものとする。</p> <p>(1) 製造方法は原則としてバイブレーション方式又はプレス方式 (即脱型) とし、養生は蒸気又は湿潤養生とする。</p> <p>(2) 即脱型セメントコンクリート製品は、原則として製造後 7 日以上を経過したものでなければ現地へ搬入してはならない。</p> <p>(3) フレッシュコンクリート中の空気量の測定方法及び許容値は、下記によるものとする。</p>	種 類	型 番	寸法 (mm)			備 考	種 類	型 番	寸法 (mm)			備 考	幅	長	高	幅	長	高	集水樹	I 型 A	上部	840	840	210	雨水樹	雨水樹 A 型	上部	1100	1100	850		中間	840	840	H	雨水樹 B 型	上部	1100	1100	300 (260)	下部	840	840	1900	雨水樹 B 型	中間	1100	1100	H	I 型 B	上部	1100	1100	210	雨水樹 B 型	下部	1100	1100	1200	中間	1100	1100	H	雨水樹 C 型	上部	1100	1100	300 (270)	下部	1100	1100	1200	雨水樹 C 型	中間	1100	1100	H	II 型 A	上部	660	660	270	雨水樹 D 型	下部	1100	1100	1200	下部	660	660	580	雨水樹 D 型	上部	1100	1100	300	II 型 D	上部	1020	640	660 (650)	雨水樹 E 型	中間	1100	1100	H	下部	680	670	580	雨水樹 E 型	下部	1100	1100	1200	導水水抜	嵩上	680	670	H	雨水樹 E 型	上部	1100	1100	350	アープ	680	500	H	雨水樹 E 型	中間	1100	1100	H	集水 B	末端	1000	600	500 (450)	集水樹	集水樹 A	上部	1100	1100	480	集水 B	700	700	600	集水樹 A	中間	1100	1100	H	集水 C	840	840	720	集水樹 A	下部	1100	1100	1200	集水 D	1100	1100	930									寸法・許容差	単位	幅・長	高さ	厚さ	備 考	901mm 以上	mm	-8~+8				900mm 以下	mm	-5~+5				<p>特記仕様書からの移行</p>
種 類	型 番			寸法 (mm)						備 考	種 類	型 番		寸法 (mm)			備 考																																																																																																																																																																																		
		幅	長	高	幅	長	高																																																																																																																																																																																												
集水樹	I 型 A	上部	840	840	210	雨水樹	雨水樹 A 型	上部	1100	1100	850																																																																																																																																																																																								
		中間	840	840	H			雨水樹 B 型	上部	1100	1100		300 (260)																																																																																																																																																																																						
		下部	840	840	1900			雨水樹 B 型	中間	1100	1100		H																																																																																																																																																																																						
	I 型 B	上部	1100	1100	210		雨水樹 B 型	下部	1100	1100	1200																																																																																																																																																																																								
		中間	1100	1100	H		雨水樹 C 型	上部	1100	1100	300 (270)																																																																																																																																																																																								
		下部	1100	1100	1200		雨水樹 C 型	中間	1100	1100	H																																																																																																																																																																																								
	II 型 A	上部	660	660	270		雨水樹 D 型	下部	1100	1100	1200																																																																																																																																																																																								
		下部	660	660	580		雨水樹 D 型	上部	1100	1100	300																																																																																																																																																																																								
	II 型 D	上部	1020	640	660 (650)		雨水樹 E 型	中間	1100	1100	H																																																																																																																																																																																								
		下部	680	670	580			雨水樹 E 型	下部	1100	1100	1200																																																																																																																																																																																							
	導水水抜	嵩上	680	670	H		雨水樹 E 型	上部	1100	1100	350																																																																																																																																																																																								
		アープ	680	500	H			雨水樹 E 型	中間	1100	1100	H																																																																																																																																																																																							
集水 B	末端	1000	600	500 (450)	集水樹	集水樹 A	上部	1100	1100	480																																																																																																																																																																																									
	集水 B	700	700	600			集水樹 A	中間	1100	1100	H																																																																																																																																																																																								
	集水 C	840	840	720			集水樹 A	下部	1100	1100	1200																																																																																																																																																																																								
集水 D	1100	1100	930																																																																																																																																																																																																
寸法・許容差	単位	幅・長	高さ	厚さ	備 考																																																																																																																																																																																														
901mm 以上	mm	-8~+8																																																																																																																																																																																																	
900mm 以下	mm	-5~+5																																																																																																																																																																																																	

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>1) バイブレーション方式による製造の場合は、JIS A 1128 に規定する測定方法を適用する。</p> <p>2) プレス方式による製造の場合は、北海道開発局で定めた下記測定方式を適用する。</p> <p>測定方式については、手順 1～3 のとおりとする。</p> <p>手順 1 容器に約 1/3 の水を入れ、次にまだ固まらないコンクリートを 10kg 精秤して投入する。</p> <p>手順 2 木つちで軽く叩きながら上面まで水を満たし、上面の泡を取り除く。</p> <p>手順 3 上ぶたを取り付け、空間を水で満たした後に JIS A 1128 により測定する。</p> <p>空気量の算定式 空気量=0.7×測定値×コンクリートの理論単重 (kg/ℓ)</p> <p>[注 1] 試験用器具は、JIS A 1128 による。ただし、容器の容量は 7 ℓとする。</p> <p>[注 2] 粗骨材の最大寸法は、20～25mm とする。</p> <p>[注 3] 骨材補正係数は、考慮しない。</p> <p>(4) ブロック製造工場は、製造期間中の品質管理データを 1 ヶ月単位にとりまとめとし、常時閲覧できるようにしておくこと。</p> <p>(5) 品質特性のうち、寸法は型式規格毎に管理し、圧縮強度及び空気量は各配合毎に 1 日 1 回以上 3 個の資料により X-R 管理図及びヒストグラム (各月毎の累計資料数による。) による管理とする。</p> <p>3. エコスラグコンクリートを用いた二次製品について (北海道認定リサイクル製品の取り扱い)</p> <p>緑石 (バイブレーション方式、プレス方式)、鉄筋コンクリート U 形・V 形側溝については、細骨材 (砂) の代わりに熔融スラグを用いた、エコスラグコンクリート製品を使用する場合は下記によるものとする。</p> <p>(1) 上記製品を使用する場合は、北海道開発局 共通仕様書 第 2 編 第 2 章 第 7 節セメントコンクリート製品に準拠した品質を有することとする。</p> <p>(2) 上記以外のエコスラグコンクリートを用いた製品を使用する場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>4. 鉄筋コンクリート管 1 種管 (A・B 型) 及び 2 種管の接合はゴムリングによる接合を標準とし、これ以外の接合方法については監督職員の承諾を得ること。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>2-2-7-8 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート</p> <p>1. 継手部の止水材料 ボックスカルバート継手部の止水材は、以下に示す材料を用いるものとする。</p> <p>(1) パッキン材 パッキン材は、図-1に示す材質及び断面形状のものを標準とする。</p> <div data-bbox="1380 420 2181 630" style="text-align: center;"> <p>(a) 切り込みの有るもの (b) 切り込みのないもの</p> </div> <p>図-1 パッキン材の形状及び寸法</p> <p>(2) コーキング材 コーキング材には、弾性シーリング材を用いる。</p> <p>(3) 材料及び形状の異なるパッキン材についても、必要な試験を行い、同等以上の性能が認められる場合は使用することができる。</p> <p>2. その他 本条及び関連図書類に記載されていない事項については、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

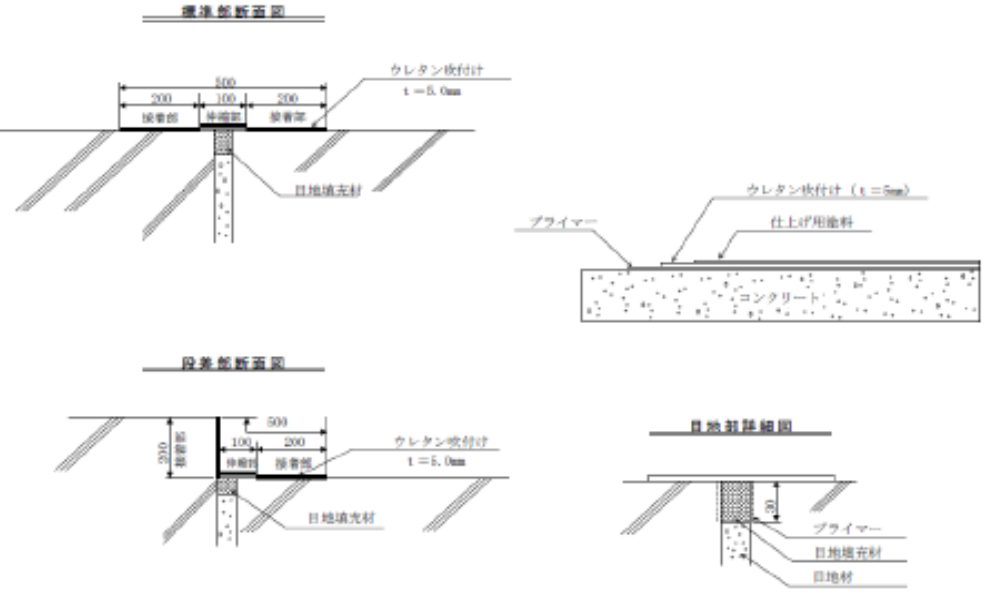
現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>2-2-7-9 鉄筋コンクリート製プレキャスト擁壁</p> <p>1. 製品の材料</p> <p>(1) コンクリート 擁壁に使用するコンクリートの設計基準強度は、30N/mm²以上とする。</p> <p>(2) 鉄筋 鉄筋は、「JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)」に規定する SD295A、B もしくは SD345 を用いる。</p> <p>(3) ボルト 連結用に用いるボルトは、「JIS B 1180 (六角ボルト)」及び連結の接合金物は、「JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)」に規定する SS400 の鋼板製のもの又はそれと同等品以上のものを用いる。</p> <p>2. 品質</p> <p>(1) 形状寸法及び外観 形状寸法は、規定寸法を満足するとともに、下記に示す許容差の範囲内であればならない。また、外観については、その品質が密で有害な傷、ひび割れ、欠け等が無く、外面は平らでなければならない。</p> <div style="text-align: right;">(単位：mm)</div>  <p>(2) コンクリートの品質 コンクリートは、「JIS A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法)」に規定される方法により強度試験を行い、下記に示す 1) ~2) を満足しなければならない。</p> <p>1) 3回の試験の平均値は、製品の材料に示した強度以上でなければならない。</p> <p>2) どの1回の試験値も製品の材料に示した強度の85%以上でなければならない。</p> <p>(3) 外圧強さ (曲げ強さ) 外圧強さについては、規定した外圧試験荷重以上でなければならない。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>3. 検査 検査方法は、以下に示すとおりとする。</p> <p>(1) 外観の検査は、全数について行い、品質の規定に適合すれば合格とする。</p> <p>(2) 形状寸法の検査は、100個又はその端数を1組とし、1組について任意に1個の試料を抜き取り、品質の規定に適合すれば、その試料が代表する組全部を合格とする。</p> <p>(3) 外圧強さ（曲げ強さ）の検査は、100個又はその端数を1組とし、1組について任意に1個の試料を抜き取り、外圧試験を行い、品質の規定に適合すれば、その組全部を合格とする。 試験方法は、図-1、2に示す方法により行うこととする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>図-1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図-2</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">※図-2の試験方法による場合は、縦壁の自重による発生モーメント並びに荷装置の自重を試験荷重より引くものとする。</p> <p>(4) 配筋の検査は、同規格の組立てた鉄筋をもって、規格に適合すれば合格とする。</p> <p>4. 安定、構造計算 安定、構造計算は、各現場毎にその条件に基づいて検討しなければならない。</p> <p>5. 施工 接合部、ボルト切欠穴はモルタルまたはコーキング材により充填するものとする。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用																																																																																																								
	<p>第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-2 区画線 2. 道路区画線の材料規格及び使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工区分</th> <th>型式</th> <th>巾</th> <th>厚さ</th> <th>ペイント</th> <th>ビーズ</th> <th>規 格</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>常温式</td> <td>15 cm</td> <td></td> <td>48 ㏍</td> <td>37 kg</td> <td>JIS K 5665 1種 2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>15 cm</td> <td></td> <td>67 ㏍</td> <td>56 kg</td> <td>JIS K 5665 2種 2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>20 cm</td> <td></td> <td>88 ㏍</td> <td>75 kg</td> <td>JIS K 5665 2種 2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加熱式</td> <td>25 cm</td> <td></td> <td>111 ㏍</td> <td>93 kg</td> <td>JIS K 5665 2種 2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>15 cm</td> <td>1.0 mm</td> <td>315 kg</td> <td>20 kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>15 cm</td> <td>1.2 mm</td> <td>378 kg</td> <td>20 kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>20 cm</td> <td>1.0 mm</td> <td>420 kg</td> <td>27 kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶融式</td> <td>20 cm</td> <td>1.2 mm</td> <td>504 kg</td> <td>27 kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央帯ハッチ</td> <td>常温式</td> <td>15 cm</td> <td></td> <td>48 ㏍</td> <td>37 kg</td> <td>JIS K 5665 1種 2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断線</td> <td>溶融式</td> <td>15 cm</td> <td>1.5 mm</td> <td>473 kg</td> <td>20 kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td>横断歩道を除く</td> </tr> <tr> <td>路面表示</td> <td>溶融式</td> <td>15 cm</td> <td>1.5 mm</td> <td>473 kg</td> <td>20 kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断歩道</td> <td>溶融式</td> <td>15 cm</td> <td>1.5 mm</td> <td>473 kg</td> <td>専用散布材 30 kg</td> <td>JIS K 5665 3種 1号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>道路区画線の材料規格及び1,000m当たり使用量は、下記のとおりとする。 道路区画線は、半径の小さな曲線部や交差点付近で摩耗の著しい区間、土砂の散逸が著しい区間及び他の工事や天災などによる破損の場合以外は、道路中心線又は外側線についてスパイクタイヤ及びタイヤチェーンの着装時期までその効果が失われない耐久性を有しているものとする。</p>	施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	摘 要		常温式	15 cm		48 ㏍	37 kg	JIS K 5665 1種 2号			加熱式	15 cm		67 ㏍	56 kg	JIS K 5665 2種 2号			加熱式	20 cm		88 ㏍	75 kg	JIS K 5665 2種 2号			加熱式	25 cm		111 ㏍	93 kg	JIS K 5665 2種 2号			溶融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			溶融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号			溶融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号			溶融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号		中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㏍	37 kg	JIS K 5665 1種 2号		横断線	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号	横断歩道を除く	路面表示	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号		横断歩道	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号		<p>特記仕様書からの移行</p>
施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	摘 要																																																																																																			
	常温式	15 cm		48 ㏍	37 kg	JIS K 5665 1種 2号																																																																																																				
	加熱式	15 cm		67 ㏍	56 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																				
	加熱式	20 cm		88 ㏍	75 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																				
	加熱式	25 cm		111 ㏍	93 kg	JIS K 5665 2種 2号																																																																																																				
	溶融式	15 cm	1.0 mm	315 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																				
	溶融式	15 cm	1.2 mm	378 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																				
	溶融式	20 cm	1.0 mm	420 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																				
	溶融式	20 cm	1.2 mm	504 kg	27 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																				
中央帯ハッチ	常温式	15 cm		48 ㏍	37 kg	JIS K 5665 1種 2号																																																																																																				
横断線	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号	横断歩道を除く																																																																																																			
路面表示	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	20 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																				
横断歩道	溶融式	15 cm	1.5 mm	473 kg	専用散布材 30 kg	JIS K 5665 3種 1号																																																																																																				
	<p>2-2-12-3 区画線工（水性型ペイント） 1. 材料 (1) 区画線塗料 区画線として使用する水性型ペイントは、次の規格に適合しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>型式</th> <th>適用すべき基準</th> <th>内 容</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水性型ペイント</td> <td>常温式</td> <td>JIS K 5665 1種に準拠</td> <td>路面標示用塗料</td> <td>溶媒として揮発性有機化合物を4%（質量）以上含まず、水を使用するもの。</td> </tr> <tr> <td>加熱式</td> <td>JIS K 5665 2種に準拠</td> <td>路面標示用塗料</td> <td>溶媒として揮発性有機化合物を4%（質量）以上含まず、水を使用するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>水性塗料材料規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>1種（常温）</th> <th>2種（加熱）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器の中での状態</td> <td>かき混ぜたとき、堅い塊がなく一様になること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>密度（25℃）g/cm³</td> <td></td> <td>1.3以上</td> </tr> <tr> <td>粘度（40℃）</td> <td>70～100</td> <td>90～130</td> </tr> <tr> <td>加熱安定性</td> <td>—</td> <td>“容器の中での状態”を満足して、粘度が14以下であること。</td> </tr> <tr> <td>容器の外観</td> <td>容器の外観が正常であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイヤ付着性</td> <td>15分後に塗料がタイヤに付着しないこと。</td> <td>10分後に塗料がタイヤに付着しないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">隠ぺい率 %</td> <td>白</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視感反射率（拡散反射率）（白に對する）</td> <td>白</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">にじみ</td> <td>白</td> <td>アスファルトフェルト上の塗面の視感反射率が70以上であり、視感反射率が0.90以上であること。</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>視感反射率が0.90以上であること。</td> </tr> <tr> <td>耐摩耗性（100回磨きについて）mg</td> <td></td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td></td> <td>水に浸したとき異常がないこと。</td> </tr> <tr> <td>耐アルカリ性</td> <td></td> <td>アルカリに浸したとき異常がないこと。</td> </tr> <tr> <td>加熱残分 %</td> <td>68以上</td> <td>65以上</td> </tr> <tr> <td>ガラスビーズ付着性</td> <td></td> <td>ガラスビーズが塗膜にむらなく付着すること。</td> </tr> <tr> <td>ガラスビーズ固着率 %</td> <td></td> <td>80以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ガラスビーズ ガラスビーズは、JIS R 3301 号の規定に適合したものでなければならない。</p>	項 目	型式	適用すべき基準	内 容	規 格	水性型ペイント	常温式	JIS K 5665 1種に準拠	路面標示用塗料	溶媒として揮発性有機化合物を4%（質量）以上含まず、水を使用するもの。	加熱式	JIS K 5665 2種に準拠	路面標示用塗料	溶媒として揮発性有機化合物を4%（質量）以上含まず、水を使用するもの。	項 目	1種（常温）	2種（加熱）	容器の中での状態	かき混ぜたとき、堅い塊がなく一様になること。		密度（25℃）g/cm ³		1.3以上	粘度（40℃）	70～100	90～130	加熱安定性	—	“容器の中での状態”を満足して、粘度が14以下であること。	容器の外観	容器の外観が正常であること。		タイヤ付着性	15分後に塗料がタイヤに付着しないこと。	10分後に塗料がタイヤに付着しないこと。	隠ぺい率 %	白	97以上	黄	80以上	視感反射率（拡散反射率）（白に對する）	白	80以上	黄		にじみ	白	アスファルトフェルト上の塗面の視感反射率が70以上であり、視感反射率が0.90以上であること。	黄	視感反射率が0.90以上であること。	耐摩耗性（100回磨きについて）mg		50以下	耐水性		水に浸したとき異常がないこと。	耐アルカリ性		アルカリに浸したとき異常がないこと。	加熱残分 %	68以上	65以上	ガラスビーズ付着性		ガラスビーズが塗膜にむらなく付着すること。	ガラスビーズ固着率 %		80以上	<p>特記仕様書からの移行</p>																																				
項 目	型式	適用すべき基準	内 容	規 格																																																																																																						
水性型ペイント	常温式	JIS K 5665 1種に準拠	路面標示用塗料	溶媒として揮発性有機化合物を4%（質量）以上含まず、水を使用するもの。																																																																																																						
	加熱式	JIS K 5665 2種に準拠	路面標示用塗料	溶媒として揮発性有機化合物を4%（質量）以上含まず、水を使用するもの。																																																																																																						
項 目	1種（常温）	2種（加熱）																																																																																																								
容器の中での状態	かき混ぜたとき、堅い塊がなく一様になること。																																																																																																									
密度（25℃）g/cm ³		1.3以上																																																																																																								
粘度（40℃）	70～100	90～130																																																																																																								
加熱安定性	—	“容器の中での状態”を満足して、粘度が14以下であること。																																																																																																								
容器の外観	容器の外観が正常であること。																																																																																																									
タイヤ付着性	15分後に塗料がタイヤに付着しないこと。	10分後に塗料がタイヤに付着しないこと。																																																																																																								
隠ぺい率 %	白	97以上																																																																																																								
	黄	80以上																																																																																																								
視感反射率（拡散反射率）（白に對する）	白	80以上																																																																																																								
	黄																																																																																																									
にじみ	白	アスファルトフェルト上の塗面の視感反射率が70以上であり、視感反射率が0.90以上であること。																																																																																																								
	黄	視感反射率が0.90以上であること。																																																																																																								
耐摩耗性（100回磨きについて）mg		50以下																																																																																																								
耐水性		水に浸したとき異常がないこと。																																																																																																								
耐アルカリ性		アルカリに浸したとき異常がないこと。																																																																																																								
加熱残分 %	68以上	65以上																																																																																																								
ガラスビーズ付着性		ガラスビーズが塗膜にむらなく付着すること。																																																																																																								
ガラスビーズ固着率 %		80以上																																																																																																								

現 行	改 定 (案)	適 用																											
	<p>2. 使用量 ペイント及びビーズの使用量は、1,000m 当たり次に示す量以下であってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1329 296 2220 489"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>幅</th> <th>ペイント量</th> <th>ガラスビーズ量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常温</td> <td>15cm</td> <td>45kg</td> <td>37kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">加熱</td> <td>15cm</td> <td>62kg</td> <td>56kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20cm</td> <td>82kg</td> <td>75kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25cm</td> <td>103kg</td> <td>93kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>186kg</td> <td>168kg</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 受注者は、水性型ペイントの施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き均一に接着するようにしなければならない。 2) 受注者は、水性型ペイントの施工に先立ち、施工箇所、施工方法、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打合せを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。 3) 受注者は、水性型ペイントの施工に先立ち、路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。 4) 受注者は、水性型ペイントの施工にあたって、外気温が5℃以下または湿度80%以上の場合は施工してはならない。 5) 受注者は、塗装面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。 6) 受注者は、区画線の消去については、既設標示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならず、標示材（塗料）のみの除去を心掛け路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、受注者は、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適切な処理を行わなければならない。 7) 区画線の指示方法について設計図書に示されない事項は、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。 8) その他の規定については、区画線工に準拠ものとする。 	型式	幅	ペイント量	ガラスビーズ量	摘要	常温	15cm	45kg	37kg		加熱	15cm	62kg	56kg		20cm	82kg	75kg		25cm	103kg	93kg		45cm	186kg	168kg		<p>特記仕様書からの移行</p>
型式	幅	ペイント量	ガラスビーズ量	摘要																									
常温	15cm	45kg	37kg																										
加熱	15cm	62kg	56kg																										
	20cm	82kg	75kg																										
	25cm	103kg	93kg																										
	45cm	186kg	168kg																										
	<p>2-2-12-4 区画線工（横断歩道）</p> <p>横断歩道の標示塗料は、JIS K 5665 3種1号の規格に適合し、かつ下表の規格に適合するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1359 1520 2199 1713"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>性 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 示 用 塗 料</td> <td>製品20kg中、下記に規定する粒径の消臭処理したホタテ貝殻粉砕物を3kg以上(15%)の割合で混合した製品であること。</td> </tr> <tr> <td>散 布 材</td> <td>粒径0.25mm～1.0mm（全量の85%以上が規格を満たし、かつ、1.0mm超のものが全量の3%以下であること。）</td> </tr> <tr> <td>散 布 材</td> <td>ガラスビーズ(JIS R 3301 1号)と上記ホタテ貝殻粉砕物を重量比1：1（誤差範囲±5%以内）の割合で混合した製品であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の規定については、区画線工に準拠するものとする。</p>	項 目	性 能	標 示 用 塗 料	製品20kg中、下記に規定する粒径の消臭処理したホタテ貝殻粉砕物を3kg以上(15%)の割合で混合した製品であること。	散 布 材	粒径0.25mm～1.0mm（全量の85%以上が規格を満たし、かつ、1.0mm超のものが全量の3%以下であること。）	散 布 材	ガラスビーズ(JIS R 3301 1号)と上記ホタテ貝殻粉砕物を重量比1：1（誤差範囲±5%以内）の割合で混合した製品であること。	<p>特記仕様書からの移行</p>																			
項 目	性 能																												
標 示 用 塗 料	製品20kg中、下記に規定する粒径の消臭処理したホタテ貝殻粉砕物を3kg以上(15%)の割合で混合した製品であること。																												
散 布 材	粒径0.25mm～1.0mm（全量の85%以上が規格を満たし、かつ、1.0mm超のものが全量の3%以下であること。）																												
散 布 材	ガラスビーズ(JIS R 3301 1号)と上記ホタテ貝殻粉砕物を重量比1：1（誤差範囲±5%以内）の割合で混合した製品であること。																												

現 行	改 定 (案)	適 用																																										
	<p>2-2-12-5 区画線工 (高視認性)</p> <p>高視認性区画線の材料規格及び使用量は、JIS K 5665 3種 2号相当以上とする。</p> <p style="text-align: right;">1,000m当り使用量</p> <table border="1" data-bbox="1353 310 2243 390"> <thead> <tr> <th>型 式</th> <th>幅</th> <th>厚さ</th> <th>ペイント</th> <th>ビーズ</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融式</td> <td>15cm</td> <td>1.5mm</td> <td>473kg</td> <td>20kg</td> <td>JIS K 5665 3種2号 (平面塗膜) 相当以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(リブ部の重量は含まない)</p> <p>その他の規定については、区画線工に準拠するものとする。</p>	型 式	幅	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	備 考	溶融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種2号 (平面塗膜) 相当以上		<p>特記仕様書からの移行</p>																												
型 式	幅	厚さ	ペイント	ビーズ	規 格	備 考																																						
溶融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種2号 (平面塗膜) 相当以上																																							
	<p>第3節 共通的工程</p> <p>3-2-3-34 構造物打ち継ぎ目防水工 (スプレー防水)</p> <p>本仕様は、覆道及びトンネル巻出し工、ボックスカルバートなどのコンクリート打ち継ぎ目地部の防水工に適用する。</p> <p>1. 施工</p> <p>(1) 施工に先立ち施工計画書を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 吹付け防水を行うコンクリート下地は、レイタンス、粉塵、油脂等の不純物を除去し、十分乾燥させなければならない。</p> <p>(3) 外気温が5℃以下の寒冷時に施工してはならない。また、強風、雨天等の悪天候時に施工してはならない。</p> <p>(4) 吹付け機械は、高圧スプレー機械により均一な塗膜厚が得られるものとする。</p> <p>(5) 吹付け施工時には、防水施工幅確保のための飛散防止を行わなければならない。</p> <p>2. 品質・規格</p> <p>(1) 防水塗膜の厚さは、t=5mmとし、設計吹付け厚さ以上を確保するものとする。</p> <p>(2) 塗膜は、プライマー、ウレタン防水塗膜、仕上げ用塗料 (保護膜) の3層構成とする。</p> <p>(3) 防水塗膜の幅は、全幅500mm (伸縮部100mm、接着部片側200mm) を標準とする。</p> <p>(4) プライマーの材質はウレタン樹脂、仕上げ用塗料はウレタン系とする。</p> <p>(5) 品質証明書は、公的機関で実施した物性試験結果とし、施工前に監督職員に提出するものとする。</p> <p>(6) 塗膜の一般物性は、下表の規格を満足するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1308 1388 2234 1822"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単 位</th> <th>規 格 値</th> <th colspan="2">測 定 方 法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td>25/25℃</td> <td>0.95 以上</td> <td>JIS K 7112</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td>shore A</td> <td>80 以下</td> <td>JIS K 7312</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/cm²</td> <td>700 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td>%</td> <td>350 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td>N/cm</td> <td>300 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接 着 性</td> <td>N/cm</td> <td>40以上</td> <td>JIS K 4206に準拠</td> <td>90ピール試験</td> <td>対コンクリート</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	単 位	規 格 値	測 定 方 法		備 考	比 重	25/25℃	0.95 以上	JIS K 7112			硬 さ	shore A	80 以下	JIS K 7312	7		引張強さ	N/cm ²	700 以上	JIS K 7312	8		伸 び	%	350 以上	JIS K 7312	5		引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312	4		接 着 性	N/cm	40以上	JIS K 4206に準拠	90ピール試験	対コンクリート	<p>特記仕様書からの移行</p>
項 目	単 位	規 格 値	測 定 方 法		備 考																																							
比 重	25/25℃	0.95 以上	JIS K 7112																																									
硬 さ	shore A	80 以下	JIS K 7312	7																																								
引張強さ	N/cm ²	700 以上	JIS K 7312	8																																								
伸 び	%	350 以上	JIS K 7312	5																																								
引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312	4																																								
接 着 性	N/cm	40以上	JIS K 4206に準拠	90ピール試験	対コンクリート																																							

現 行	改 定 (案)	適 用						
	<p>(7) 各塗膜の使用量は、下記を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1329 262 1774 483"> <thead> <tr> <th>材 料</th> <th>使 用 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目地充填材</td> <td>9.5kg/10m</td> </tr> <tr> <td>防水塗膜 (防水用スプレー)</td> <td>27.5kg/10m (5.5kg/m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>プライマー、仕上げ用塗料の標準使用量は0.3kg/m²とする。</p> <p>3. 出来形管理</p> <p>(1) 吹付け完了後の膜厚さ管理は、防水塗膜の接着部両端の箇所で針入式塗膜測定器を用いて行うこととする。</p> <p>(2) 測定頻度は、接続部ごとに側面部と頂版部を各1箇所ずつとし、塗膜測定表にとりまとめる。また、測定状況の代表写真を提出するものとする。</p> 	材 料	使 用 量	目地充填材	9.5kg/10m	防水塗膜 (防水用スプレー)	27.5kg/10m (5.5kg/m ²)	<p>特記仕様書からの移行</p>
材 料	使 用 量							
目地充填材	9.5kg/10m							
防水塗膜 (防水用スプレー)	27.5kg/10m (5.5kg/m ²)							

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-1 一般事項</p> <p>6. 歩道規格値－基準密度の90%を10回に1回以上の確率で下がってはならない。</p> <p>7. ゴム入りアスファルトで、プラント混合用SBRラテックスを使用する場合はアスファルト量に対してゴムの混入量は固形分で4%とする。再生合材でゴム入りアスファルトを使用する場合は、プラントミックスを原則とする。</p> <p>8. 改築工事におけるオーバーレイのレベリング層は、現地測量後に監督職員と協議すること。</p> <p>9. アスファルト安定処理において、石粉を加えない場合の混合物は、次式で求めた残留安定度が75%以上でなければならない。</p> $\text{残留安定度 (\%)} = [(60^\circ\text{C} \text{ 48時間水浸後の安定度}) / (\text{安定度})] \times 100$ <p>10. 受注者は、混合物納入者から提出される「アスファルト混合物納入書」に基づき、確認を行うものとする。</p> <p>11. 薄層舗装の管理は、下記(1)～(3)によるものとする。</p> <p>(1) 施工管理基準のうち、厚さ及び平坦性の管理については適用除外とする。</p> <p>(2) 合材t数の検収は、プラント計量自記記録及び現場搬入トラック伝票により行うものとする。</p> <p>(3) 現場と合材搬入の照合するために、施工日毎施工面積とプラント計量自記記録及び現場搬入トラック伝票を監督職員に提出するものとする。</p> <p>12. アスファルト混合物の室内配合試験及び現場配合試験を行う場合は、事前にその予定月日を監督職員に報告するものとする。</p> <p>(1) 報告を必要とする月日</p> <p>1) 各合材種別の室内配合完了予定月日</p> <p>2) 各合材種別毎の現場配合予定月日</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

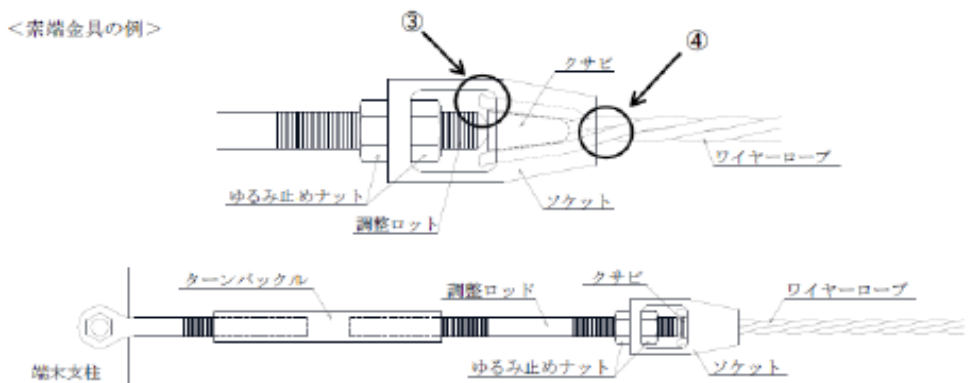
現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>3-2-6-5 舗装準備工</p> <p>4. 舗装切断</p> <p>(1) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。</p> <p>(2) 回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。</p> <p>(4) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。</p> <p>(5) なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。</p> <p>5. 路面ヒータの使用</p> <p>(1) 加熱アスファルト混合物の舗設に際し、路面ヒータによる乾燥作業等が必要となる場合は、監督職員とあらかじめ協議するものとする。</p> <p>(2) 路面ヒータの標準的な適用条件は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 舗設時の気温が5℃以下であること。 2) 舗設に関わる「路面の乾燥」、「タックコート、プライムコートの加熱養生」であること。 3) 「路面の乾燥」は、機械・人力などによる除雪・滞水除去を前提とする。 4) 舗設中の降雨・降雪の乾燥を目的とするものではないため、その場合は速やかに舗設作業を中止すること。 <p>(3) 上記により、路面ヒータの使用が必要となる場合は、施工計画書を作成の上、監督職員とあらかじめ協議するものとする。</p> <p>(4) 路面ヒータの作業時間・状況については、以下の資料を作成し監督職員に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 作業日報（作業月日、舗設時の外気温、天候、使用機種、加熱幅及び作業種別（乾燥・養生）毎の作業時間） 2) 作業写真（実施日毎、作業種別毎に着手前、施工状況、完了時を撮影すること。なお、提出頻度は3回に1回程度とする。） 3) 提出様式については、監督職員と打合せすること。 	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用																																			
	<p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>7. 密粒度アスコン (13F)</p> <p>(1) 密粒度アスコン (13F) 及び再生密粒度アスコン (13F) の配合設計にあたっては下記事項及び本項、舗装再生便覧の規定によるものとする。</p> <p>(2) 対象混合物は、密粒度アスコン (13F) 及び再生密粒度アスコン (13F) (再生骨材混合率 20~50%) とする。</p> <p>(3) 密粒度アスコン (13F) 及び再生密粒度アスコン (13F) は、下表の粒度範囲と目標粒度を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 密粒度アスコン 13F、再生密粒度アスコン 13F の粒度範囲</p> <table border="1" data-bbox="1323 583 2249 974"> <thead> <tr> <th rowspan="2">フルイ目</th> <th colspan="2">密粒度アスコン13F・再生密粒度アスコン13F</th> </tr> <tr> <th>粒 度 範 囲</th> <th>目 標 粒 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19 mm</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>95 ~ 100</td> <td>97.5</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>52 ~ 72</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>40 ~ 60</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>600 μm</td> <td>25 ~ 45</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>300 μm</td> <td>16 ~ 33</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>150 μm</td> <td>8 ~ 21</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>75 μm</td> <td>6 ~ 11</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>設計アスファルト量</td> <td colspan="2">共通範囲の中央値 (概ね5.5~6.3%程度を目標)</td> </tr> <tr> <td>F/A</td> <td colspan="2">1.7程度 (再生混合物の場合はF/Aの値にこだわらない)</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計アスファルト量は、すべての基準値を満足するアスファルト量の範囲（共通範囲）の中央値とし、概ね 5.5~6.3%を目標とするが 5.5%未満となる場合には積雪寒冷地における耐久性確保の観点から、再検討を行うこと。</p> <p>(4) 本項及び関連図書類に記載されていない事項については、監督職員と協議するものとする。</p>	フルイ目	密粒度アスコン13F・再生密粒度アスコン13F		粒 度 範 囲	目 標 粒 度	19 mm	100	100	13.2mm	95 ~ 100	97.5	4.75mm	52 ~ 72	62	2.36mm	40 ~ 60	50	600 μm	25 ~ 45	35	300 μm	16 ~ 33	24	150 μm	8 ~ 21	14.5	75 μm	6 ~ 11	8.5	設計アスファルト量	共通範囲の中央値 (概ね5.5~6.3%程度を目標)		F/A	1.7程度 (再生混合物の場合はF/Aの値にこだわらない)		<p>特記仕様書からの移行</p>
フルイ目	密粒度アスコン13F・再生密粒度アスコン13F																																				
	粒 度 範 囲	目 標 粒 度																																			
19 mm	100	100																																			
13.2mm	95 ~ 100	97.5																																			
4.75mm	52 ~ 72	62																																			
2.36mm	40 ~ 60	50																																			
600 μm	25 ~ 45	35																																			
300 μm	16 ~ 33	24																																			
150 μm	8 ~ 21	14.5																																			
75 μm	6 ~ 11	8.5																																			
設計アスファルト量	共通範囲の中央値 (概ね5.5~6.3%程度を目標)																																				
F/A	1.7程度 (再生混合物の場合はF/Aの値にこだわらない)																																				

現 行	改 定 (案)	適 用																																																																																									
<p>3-2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>7. インターロックブロックの規格は次表のとおりとし、受注者はこれを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">インターロックブロックの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="314 373 1169 680"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>記 号</th> <th>曲げ強度</th> <th>透水係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通インターロックブロック</td> <td>1</td> <td>5.0MPa 以上</td> <td rowspan="4">1×10⁻² cm/sec 以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性インターロックブロック</td> <td>1</td> <td>5.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>4.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚 さ</td> <td colspan="2">普通、植生用インターロックブロック</td> <td>±2.5 mm 以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">透水性インターロックブロック</td> <td>-1.0 ~ +4.0 mm 以内</td> </tr> <tr> <td>寸 法</td> <td colspan="2">普通、透水性、植生用インターロックブロック</td> <td>±2.5 mm 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 1: 車道、駐車場（大型車主体）および歩道の車両乗り入れ部（大型車主体） 2: 歩行者系道路、駐車場（乗用車主体）および歩道の車両乗り入れ部（乗用車主体）</p> <p>[注2] インターロックブロックの形状、その他により曲げ強度試験ができない場合は、コアによる圧縮強度試験を行う。規格値は、曲げ強度 5.0MPa 以上のものは圧縮強度 32.0MPa 以上、曲げ強度 3.0MPa 以上のものは圧縮強度 17.0MPa 以上とする。</p>	種 類	記 号	曲げ強度	透水係数	普通インターロックブロック	1	5.0MPa 以上	1×10 ⁻² cm/sec 以上	2	3.0MPa 以上	透水性インターロックブロック	1	5.0MPa 以上	2	3.0MPa 以上	植生用インターロックブロック		4.0MPa 以上	厚 さ	普通、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内	透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0 mm 以内	寸 法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内	<p>3-2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>7. インターロックブロックの規格は次表のとおりとし、受注者はこれを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">インターロックブロックの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1344 359 2199 667"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>記 号</th> <th>曲げ強度</th> <th>透水係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通インターロックブロック</td> <td>1</td> <td>5.0MPa 以上</td> <td rowspan="4">1×10⁻² cm/sec 以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">透水性インターロックブロック</td> <td>1</td> <td>5.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>4.0MPa 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚 さ</td> <td colspan="2">普通、植生用インターロックブロック</td> <td>±2.5 mm 以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">透水性インターロックブロック</td> <td>-1.0 ~ +4.0 mm 以内</td> </tr> <tr> <td>寸 法</td> <td colspan="2">普通、透水性、植生用インターロックブロック</td> <td>±2.5 mm 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 1: 車道、駐車場（大型車主体）および歩道の車両乗り入れ部（大型車主体） 2: 歩行者系道路、駐車場（乗用車主体）および歩道の車両乗り入れ部（乗用車主体）</p> <p>[注2] インターロックブロックの形状、その他により曲げ強度試験ができない場合は、コアによる圧縮強度試験を行う。規格値は、曲げ強度 5.0MPa 以上のものは圧縮強度 32.0MPa 以上、曲げ強度 3.0MPa 以上のものは圧縮強度 17.0MPa 以上とする。</p> <p>8. 出来形管理は、下記に示す項目と頻度によって行うこと。</p> <p style="text-align: center;">ただし、小規模工事や歩道の車両乗り入れ部の特殊箇所については、省略することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1368 915 2190 1089"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>標 準 的 な 管 理 の 限 界</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">インターロック ブロック舗装工</td> <td>歩道・広場</td> <td>幅</td> <td>20mごと</td> </tr> <tr> <td>表層工</td> <td>隣接するブロックどうしの段差</td> <td>目視により異状が認められるところ</td> </tr> </tbody> </table> <p>9. インターロック用不織布及び防草シートの規格は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) インターロック用不織布は、下記の規格を満足するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1409 1209 2015 1371"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強度</td> <td>乾燥時 100N/5cm</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>1×10⁻² cm/sec 以上</td> </tr> <tr> <td>重 量</td> <td>60 g/m²以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、JIS L 1085 及び JIS A 1218 による。</p> <p>(2) 路肩表面処理カ所に使用する防草シートは不織布（t=0.5mm 以上）とし、その品質規格は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1394 1503 2015 1633"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>縦</th> <th>横</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強度</td> <td>200N/5cm 以上</td> <td>100N/5cm 以上</td> </tr> <tr> <td>伸 び 率</td> <td colspan="2">10% 以上</td> </tr> <tr> <td>引裂強度</td> <td colspan="2">50N 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、JIS L 1908 及び JIS L 1096 による。</p>	種 類	記 号	曲げ強度	透水係数	普通インターロックブロック	1	5.0MPa 以上	1×10 ⁻² cm/sec 以上	2	3.0MPa 以上	透水性インターロックブロック	1	5.0MPa 以上	2	3.0MPa 以上	植生用インターロックブロック		4.0MPa 以上	厚 さ	普通、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内	透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0 mm 以内	寸 法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内	工 種	項 目	標 準 的 な 管 理 の 限 界	頻 度	インターロック ブロック舗装工	歩道・広場	幅	20mごと	表層工	隣接するブロックどうしの段差	目視により異状が認められるところ	項 目	規 格 値	引張強度	乾燥時 100N/5cm	透水係数	1×10 ⁻² cm/sec 以上	重 量	60 g/m ² 以上	項 目	縦	横	引張強度	200N/5cm 以上	100N/5cm 以上	伸 び 率	10% 以上		引裂強度	50N 以上		<p>特記仕様書からの移行</p>
種 類	記 号	曲げ強度	透水係数																																																																																								
普通インターロックブロック	1	5.0MPa 以上	1×10 ⁻² cm/sec 以上																																																																																								
	2	3.0MPa 以上																																																																																									
透水性インターロックブロック	1	5.0MPa 以上																																																																																									
	2	3.0MPa 以上																																																																																									
植生用インターロックブロック		4.0MPa 以上																																																																																									
厚 さ	普通、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内																																																																																								
	透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0 mm 以内																																																																																								
寸 法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内																																																																																								
種 類	記 号	曲げ強度	透水係数																																																																																								
普通インターロックブロック	1	5.0MPa 以上	1×10 ⁻² cm/sec 以上																																																																																								
	2	3.0MPa 以上																																																																																									
透水性インターロックブロック	1	5.0MPa 以上																																																																																									
	2	3.0MPa 以上																																																																																									
植生用インターロックブロック		4.0MPa 以上																																																																																									
厚 さ	普通、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内																																																																																								
	透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0 mm 以内																																																																																								
寸 法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5 mm 以内																																																																																								
工 種	項 目	標 準 的 な 管 理 の 限 界	頻 度																																																																																								
インターロック ブロック舗装工	歩道・広場	幅	20mごと																																																																																								
	表層工	隣接するブロックどうしの段差	目視により異状が認められるところ																																																																																								
項 目	規 格 値																																																																																										
引張強度	乾燥時 100N/5cm																																																																																										
透水係数	1×10 ⁻² cm/sec 以上																																																																																										
重 量	60 g/m ² 以上																																																																																										
項 目	縦	横																																																																																									
引張強度	200N/5cm 以上	100N/5cm 以上																																																																																									
伸 び 率	10% 以上																																																																																										
引裂強度	50N 以上																																																																																										

現 行	改 定 (案)	適 用																													
	<p>第15節 擁壁工（共通） 3-2-15-3 補強土壁工</p> <p>16. ジオテキスタイルを補強土壁に使用する場合は、公的機関から発行された技術審査証明書のうち、関係部分の写しを監督職員に提出すること。</p> <p>17. 上記によらない場合は、技術審査証明と同等以上の品質を有することを証明する資料を添付し、監督職員の承諾を得ること。なお、試験・調査内容は、下表を参考とする。</p> <p style="text-align: center;">表 ジオテキスタイル性能確認のための試験・調査内容</p> <table border="1" data-bbox="1329 527 2243 852"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>試験・調査名</th> <th>主な試験・調査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)引張強度特性 盛土・地盤補強用ジオテキスタイルとして、適切な引張強度特性を有していること。</td> <td>引張試験</td> <td>引張強度特性</td> </tr> <tr> <td>(2)クリープ特性 長期にわたり持続する荷重に対して、適切なクリープ特性を有していること。</td> <td>クリープ試験</td> <td>クリープ特性</td> </tr> <tr> <td>(3)施工時における耐衝撃性 通常の施工時において十分な耐衝撃性を有していること。</td> <td>耐衝撃性試験</td> <td>外観判定、強度保持率</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4)耐久性 盛土・地盤補強材として十分な耐水性、耐薬品性を有していること。</td> <td>a)耐水性試験</td> <td>外観判定、強度保持率</td> </tr> <tr> <td>b)耐薬品性試験</td> <td>外観判定、強度保持率</td> </tr> <tr> <td>(5)土との摩擦特性 通常の土に対して、十分な摩擦特性を有していること。</td> <td>土中引張試験 一面せん断試験</td> <td>引張変位-荷重特性 垂直応力-最大せん断応力特性</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験法、(財)土木研究センター「ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル」による。</p> <p>18. 各補強土壁工法（帯鋼、アンカー、ジオテキスタイル）の1層の仕上がり厚さは、路体箇所では30cm以下、路床箇所では20cm以下を標準とし、現場密度は、道路・河川工事仕様書の品質管理基準による。また、現場密度の測定箇所は、壁面から2m程度の位置を標準とする。</p> <p>19. 各補強土壁工法（帯鋼、アンカー、ジオテキスタイル）の盛土試験については、土の三軸圧縮試験を必須項目とする。また、土質別の試験方法は、下表を参考とすること。</p> <p style="text-align: center;">表 土質別の三軸試験方法</p> <table border="1" data-bbox="1377 1247 2178 1419"> <thead> <tr> <th></th> <th>土 質 試 験</th> <th>土 質 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂 質 土</td> <td>圧密排水三軸圧縮試験 CD 試験</td> <td>ϕ、C_d</td> </tr> <tr> <td>粘 性 土</td> <td>圧密非排水三軸圧縮試験 CU 試験、\overline{CU} 試験</td> <td>ϕ_{cu}、C_{cu} ϕ^*、C^*</td> </tr> </tbody> </table> <p>20. 盛土試験の結果については、監督職員に提出し、監督職員の指示があるまで施工してはならない。</p> <p>21. 盛土が冬期施工になる場合は、冬期に関わる施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。</p>	項 目	試験・調査名	主な試験・調査内容	(1)引張強度特性 盛土・地盤補強用ジオテキスタイルとして、適切な引張強度特性を有していること。	引張試験	引張強度特性	(2)クリープ特性 長期にわたり持続する荷重に対して、適切なクリープ特性を有していること。	クリープ試験	クリープ特性	(3)施工時における耐衝撃性 通常の施工時において十分な耐衝撃性を有していること。	耐衝撃性試験	外観判定、強度保持率	(4)耐久性 盛土・地盤補強材として十分な耐水性、耐薬品性を有していること。	a)耐水性試験	外観判定、強度保持率	b)耐薬品性試験	外観判定、強度保持率	(5)土との摩擦特性 通常の土に対して、十分な摩擦特性を有していること。	土中引張試験 一面せん断試験	引張変位-荷重特性 垂直応力-最大せん断応力特性		土 質 試 験	土 質 定 数	砂 質 土	圧密排水三軸圧縮試験 CD 試験	ϕ 、 C_d	粘 性 土	圧密非排水三軸圧縮試験 CU 試験、 \overline{CU} 試験	ϕ_{cu} 、 C_{cu} ϕ^* 、 C^*	<p>特記仕様書からの移行</p>
項 目	試験・調査名	主な試験・調査内容																													
(1)引張強度特性 盛土・地盤補強用ジオテキスタイルとして、適切な引張強度特性を有していること。	引張試験	引張強度特性																													
(2)クリープ特性 長期にわたり持続する荷重に対して、適切なクリープ特性を有していること。	クリープ試験	クリープ特性																													
(3)施工時における耐衝撃性 通常の施工時において十分な耐衝撃性を有していること。	耐衝撃性試験	外観判定、強度保持率																													
(4)耐久性 盛土・地盤補強材として十分な耐水性、耐薬品性を有していること。	a)耐水性試験	外観判定、強度保持率																													
	b)耐薬品性試験	外観判定、強度保持率																													
(5)土との摩擦特性 通常の土に対して、十分な摩擦特性を有していること。	土中引張試験 一面せん断試験	引張変位-荷重特性 垂直応力-最大せん断応力特性																													
	土 質 試 験	土 質 定 数																													
砂 質 土	圧密排水三軸圧縮試験 CD 試験	ϕ 、 C_d																													
粘 性 土	圧密非排水三軸圧縮試験 CU 試験、 \overline{CU} 試験	ϕ_{cu} 、 C_{cu} ϕ^* 、 C^*																													

現 行	改 定 (案)	適 用														
	<p>第11節 落石雪害防止工 10-1-11-4 落石防止網工</p> <p>3. 材料</p> <p>(1) 使用材料は、下記の規格に合格するものでなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1368 369 2208 680"> <tr> <td>縦及び横ロープ</td> <td>JIS G 3525に準じ、ストランド数2本、1ストランドの素線数7本で、構成記号3×76/Oで示される構造のものとする。(亜鉛メッキ普通鋼)</td> </tr> <tr> <td>金 網</td> <td>JIS G 3525「D1形金網」により製作したものであり、表面は亜鉛メッキ鉄線を用い、JIS G 3532「鉄線」のSWH-63と同等品以上の品質を有しているものとする。</td> </tr> <tr> <td>結 合 コ イ ル</td> <td>JIS G 3527「亜鉛メッキ鋼より線」の1種4線に相当する素線を外径50mm及び70mm、長さ300mm、有効山数5山以上のコイルパネ状に加工したものとする。</td> </tr> <tr> <td>ワイヤークリップ</td> <td>JIS B 2369「ワイヤークリップ」に準じて鍛造製作したFR型のもので、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の2種35 (H0235) を満足するメッキを行ったものとする。</td> </tr> <tr> <td>クロスクリップ</td> <td>JIS G 3161「一般構造用圧延鋼材」の2種 (SS400) に相当以上の素材を使用して成型加工を行い、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の2種35 (H0235) を満足するメッキを行ったものとする。</td> </tr> </table> <p>(2) 受注者は、事前に各種試験成績証明書を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(3) クロスクリップは、縦及び横ロープと同時に締めなければならない。</p> <p>4. アンカー</p> <p>(1) アンカーの品質は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1347 858 2243 932"> <tr> <td>パイプアンカー</td> <td>JIS-G-3106 (溶接構造用圧延鋼材) SM490相当品としSTKM-16A、S-45Cを使用。</td> </tr> <tr> <td>岩盤用アンカー</td> <td>JIS-G-3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400相当品とする。</td> </tr> </table> <p>5. 岩盤用アンカー</p> <p>(1) 現地引き抜き試験を行い、監督職員の承諾を得た後に施工すること。現地引き抜き試験は、岩種により行い、設計荷重の2.5倍まで行うこと。</p> <p>(2) 現地引き抜き試験の結果に基づき、樹脂カプセルの本数を決定する。</p> <p>(3) 施工後は、確認試験を10本に1本程度行い、設計荷重の1.2倍まで行うこと。</p> <p>(4) 掘削穴とアンカーの隙間には、セメントミルクを頭部まで充填すること。</p> <p>6. 充填モルタル</p> <p>(1) パイプアンカー建込終了時に、パイプ内部及びパイプ周辺に隙間がある場合には、モルタルにてパイプ頭部まで充填すること。</p> <p>モルタル配合 1 (セメント) : 2 (砂)</p>	縦及び横ロープ	JIS G 3525に準じ、ストランド数2本、1ストランドの素線数7本で、構成記号3×76/Oで示される構造のものとする。(亜鉛メッキ普通鋼)	金 網	JIS G 3525「D1形金網」により製作したものであり、表面は亜鉛メッキ鉄線を用い、JIS G 3532「鉄線」のSWH-63と同等品以上の品質を有しているものとする。	結 合 コ イ ル	JIS G 3527「亜鉛メッキ鋼より線」の1種4線に相当する素線を外径50mm及び70mm、長さ300mm、有効山数5山以上のコイルパネ状に加工したものとする。	ワイヤークリップ	JIS B 2369「ワイヤークリップ」に準じて鍛造製作したFR型のもので、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の2種35 (H0235) を満足するメッキを行ったものとする。	クロスクリップ	JIS G 3161「一般構造用圧延鋼材」の2種 (SS400) に相当以上の素材を使用して成型加工を行い、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の2種35 (H0235) を満足するメッキを行ったものとする。	パイプアンカー	JIS-G-3106 (溶接構造用圧延鋼材) SM490相当品としSTKM-16A、S-45Cを使用。	岩盤用アンカー	JIS-G-3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400相当品とする。	<p>特記仕様書からの移行</p>
縦及び横ロープ	JIS G 3525に準じ、ストランド数2本、1ストランドの素線数7本で、構成記号3×76/Oで示される構造のものとする。(亜鉛メッキ普通鋼)															
金 網	JIS G 3525「D1形金網」により製作したものであり、表面は亜鉛メッキ鉄線を用い、JIS G 3532「鉄線」のSWH-63と同等品以上の品質を有しているものとする。															
結 合 コ イ ル	JIS G 3527「亜鉛メッキ鋼より線」の1種4線に相当する素線を外径50mm及び70mm、長さ300mm、有効山数5山以上のコイルパネ状に加工したものとする。															
ワイヤークリップ	JIS B 2369「ワイヤークリップ」に準じて鍛造製作したFR型のもので、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の2種35 (H0235) を満足するメッキを行ったものとする。															
クロスクリップ	JIS G 3161「一般構造用圧延鋼材」の2種 (SS400) に相当以上の素材を使用して成型加工を行い、JIS H 8641「溶融亜鉛メッキ」の2種35 (H0235) を満足するメッキを行ったものとする。															
パイプアンカー	JIS-G-3106 (溶接構造用圧延鋼材) SM490相当品としSTKM-16A、S-45Cを使用。															
岩盤用アンカー	JIS-G-3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400相当品とする。															

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>10-1-11-5 落石防護柵工</p> <p>4. ワイヤロープ式落石防護柵</p> <p>(1) 端末支柱部の索端金具の取付について</p> <p>ワイヤロープの索端金具からの抜け出しを防止するため、以下の点に留意すること。</p> <p>1) 索端金具取付時に、以下の事項について全数点検するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調整ロッドの先端がクサビを十分に押し込んでいる。 ② ゆるみ止めナットが十分に締め付けられている。 ③ ワイヤロープの端部がクサビの頭より飛び出ている。 ④ ソケット口元のワイヤロープの撚りがほどけていない。 <p>※ターンバックルがある場合は、長さ調整時に調整ロッド及びゆるみ止めナットがゆるむ場合があるため、十分留意すること。</p> <p><索端金具の例></p>  <p>イ. 索端金具の計上が図示した例と異なる場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>ロ. 索端金具取付後、端末支柱部で1箇所以上を抽出し、監督職員の段階確認を受けるものとする。</p> <p>(2) ワイヤロープの設置について</p> <p>ワイヤロープのたるみ防止のため、下記の点に留意すること。</p> <p>イ. ワイヤロープ施工時の導入張力は3~5kN程度を目安とし、引っ張りすぎないように注意すること。</p> <p>ロ. ワイヤロープの張りについて、重りを吊り下げて確認するものとし、監督職員の段階確認を受けること。</p> <p>・支柱間隔3mの場合、60kgの重りを吊り下げて9~15cmの下がりを目安とする。</p> <p>なお、上記(1)、(2)以外の事項については、落石対策便覧によるものとし、取り扱いについて監督職員と協議するものとする。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>10-1-11-7 雪崩予防柵工</p> <p>5. 雪崩予防柵の設置及びアンカーの施工</p> <p>(1) 設置</p> <p>1) 吊柵は柵面とワイヤーロープの結合部、またはワイヤーロープとワイヤーロープの結合部にシャックル・シンプル・アルミクランプ止めなどを用いてワイヤーロープにせん断力が作用しないようにしなければならない。</p> <p>2) ワイヤークリップ止めは、シンプルを利用してロープの一端を折り返し(1.0m)、ロープ本体にそって固く締め付け、クリップのサドルがロープ本体側に並ぶようにしなければならない。</p> <p>3) 取付ブレースはゆるみ、またはゆるみのないよう緊張させなければならない。</p> <p>4) 自然斜面に柵を設置する場合は、柵をなるべく等高線に平行に設置する。</p> <p>5) 吊柵（ヒンジタイプ）の設置については、縦断方向の斜面凹凸に合わせ、なるべく支柱を浮かせないように設置すること。</p> <p>6) 柵は、積雪時において斜面に直角になるように設置すること。</p> <p>(2) 垂鉛めっき</p> <p>溶解垂鉛めっきは、JIS H 8641（2種）に準拠する。</p> <p>(3) 溶接</p> <p>溶接は資格ある溶接工が行い、変形・割れ・有害なブローホール・アンダーカット・のど厚不良などの欠陥を生じないものでなければならない。</p> <p>(4) その他</p> <p>雪崩柵の設計図を標準とするが、設計図と異なる製品を使用する場合は、図面及び設計計算書を提出し、監督職員の承認を得なければならない。</p> <p>(5) ケミカルアンカー</p> <p>1) 現地引き抜き試験を行い、監督職員の承諾を得た後に施工すること。現地引き抜き試験は、岩種により行い、設計荷重の2.5倍まで行うこと。</p> <p>2) 現地引き抜き試験の結果に基づき、樹脂カプセルの本数を決定する。</p> <p>3) 施工後は、確認試験を10本に1本程度行い、設計荷重の1.2倍まで行うこと。</p> <p>4) 掘削穴とアンカーの隙間には、セメントミルクを頭部まで充填すること。</p> <p>(6) 充填モルタル</p> <p>パイプアンカー建込終了時に、パイプ内部及びパイプ周辺に隙間がある場合には、モルタルにてパイプ頭部まで充填することとする。</p> <p>モルタル配合 1（セメント）：2（砂）</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p style="text-align: center;">第 2 章 舗装</p> <p>第 8 節 防護柵工</p> <p>10-2-8-1 一般事項</p> <p>4. 根入管理</p> <p>(1) 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置前に監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行うこと。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることが出来る。</p> <p>1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)の適用範囲外の場合。 測定要領(案)については、以下の国土交通省ホームページを参照とすること。 http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html</p> <p>2) 受注者が測定機器を調達できない場合。</p> <p>3) 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合。</p> <p>4) 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合。</p> <p>5) その他非破壊試験によって出来形管理が出来ない場合。</p> <p>(4) 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行うこと。</p> <p>(5) ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影すること。</p> <p>1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況。</p> <p>2) 支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影。なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書とともに監督職員へ提出することとする。</p> <p>(6) これらに定められていない場合は、監督職員と協議すること。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>(別紙)</p> <p>施 工 確 認 書</p> <p>工事名 _____</p> <p>確認者 _____</p> <p>防凍槽工（土中埋込み式）の施工について、社内検査の結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質、出来形を確保していることを確認しました。 また、防凍槽の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況（埋込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。</p> <p>平成 年 月 日 受注者 住所 氏名</p> <p>（※施工確認者については、「品質確認員」が行うものとする。但し、品質確認制度を適用していない工事について「主任（監理）技術者」が行うものとする。）</p> </div>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用																		
	<p>10-2-9-6 内部照明式標識</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 適用 内部照明式標識（以下「標識」という。）のうち、本体構造、電気的特性に関する機能に対して適用する。</p> <p>(2) 適用基準 各機材は、次の諸規定に適合するほか、本仕様によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気用品安全法 ・電気設備に関する技術基準を定める省令 ・日本工業規格（JIS） ・日本電球工業会規格（JFL） <p>(3) 種類 本仕様に規定する標識の種類は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1308 711 2226 837"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>光源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内部照明式標識</td> <td>JIS C 7601 (蛍光灯ランプ（一般照明用）)</td> </tr> <tr> <td>JEL801：2010 (L型ピン口金GX16t-6付直管型LEDランプシステム（一般照明用）)</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 構造</p> <p>(1) 構造一般</p> <p>a) 標識に用いる表面材は、メタクリル樹脂板（JIS K 6718）又は繊維シートで製作するものとする。</p> <p>b) メタクリル樹脂板は、厚さ 2mm 以上の透明、着色及び乳白色とし、メタクリル樹脂系硬化物により平面接着させた積層板とする。</p> <p>c) 繊維シートの材質は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1308 1110 2226 1213"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破断強度</td> <td>25.5 KN/m以上</td> <td>JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法（ストリップ法）</td> </tr> <tr> <td>引裂き強度</td> <td>245 N以上</td> <td>JIS L 1096 「一般織物試験法」 引裂き強さ試験C法（トラペゾイド法）</td> </tr> <tr> <td>継ぎ目強度</td> <td>15.7 KN/m以上</td> <td>JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法（ストリップ法）</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 本体及びわく補強材等に用いる材料は、鋼材（JIS G 3141（冷間圧延鋼板）または JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材））、またはアルミニウム（JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金板及び条）、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム押出型棒））で製作するものとする。</p> <p>e) 表面板と内部照明本体との取付けは、塵埃・水等に対して十分な防止構造を有するものとする。</p> <p>f) 表面材は、色むら、ゆがみ等の外観を損なうものであってはならない。また、表面材を接着して使用する場合は、外観を損なう曲り、反り、面の段差、しわ等があってはならない。</p> <p>g) 表面材、本体及びその取付け部は、風速 50m/s の風圧に耐える強度とすること。</p> <p>h) 器具は、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的にその機能を保持できるものとする。</p> <p>i) 器具は通常の使用状態において、電気的接触不良、ランプ脱落など各部のゆるみ、破損を生じないものとする。</p> <p>j) 点灯状態における温度上昇で器具及び使用ランプに障害を起こさないものとする。</p> <p>k) 器具内に接地ボルトを設けること。</p>	形式	光源	内部照明式標識	JIS C 7601 (蛍光灯ランプ（一般照明用）)	JEL801：2010 (L型ピン口金GX16t-6付直管型LEDランプシステム（一般照明用）)		項目	規格	備 考	破断強度	25.5 KN/m以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法（ストリップ法）	引裂き強度	245 N以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引裂き強さ試験C法（トラペゾイド法）	継ぎ目強度	15.7 KN/m以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法（ストリップ法）	<p>特記仕様書からの移行</p>
形式	光源																			
内部照明式標識	JIS C 7601 (蛍光灯ランプ（一般照明用）)																			
	JEL801：2010 (L型ピン口金GX16t-6付直管型LEDランプシステム（一般照明用）)																			
項目	規格	備 考																		
破断強度	25.5 KN/m以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法（ストリップ法）																		
引裂き強度	245 N以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引裂き強さ試験C法（トラペゾイド法）																		
継ぎ目強度	15.7 KN/m以上	JIS L 1096 「一般織物試験法」 引張強さ試験A法（ストリップ法）																		

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>1) 耐久性は、JIS B 7753 (サンシャインカーボンアーク燈式耐候性試験機) にて 2,000 時間照射後、著しい色の変化、ひび割れ及びはがれが生じてはならない。</p> <p>(2) 材料及び部品 器具を構成する主な材料及び部品は、次のとおりとする。</p> <p>a) パッキン類 パッキン類は、弾力性に富み、耐熱性を有し、吸湿性がなく、容易に劣化しないものとする。</p> <p>b) 器具内配線 器具内配線は、通常の使用中に受ける電圧及び最高温度に耐え、とがった縁、リベット、ねじその他同様な構成部品の可動部分によって損傷を受けないものとする。</p> <p>イ. 器具内配線に使用する電線は、JIS C 3315「口出用ゴム絶縁電線」に規定する口出用 600V けい素ゴム絶縁ガラス編組電線または 600V 可とう性フッ素樹脂絶縁電線で、公称断面積 1.25mm² 以上のものとする。</p> <p>ロ. 器具内配線と外部電源電線との接続は、端子台にて行うものとし内部端子との接合部に外部配線の張力が加わらないよう張力止めを設けるものとする。</p> <p>ハ. 器具内配線と端子台との接続は、すべて圧着端子を使用するものとする。</p> <p>c) 端子台 イ. 端子台は、磁器製の 2 端子または 3 端子とし、沿面距離 6mm 以上、空間距離 4mm 以上のものとする。</p> <p>ロ. 2 端子の場合には、別途に接地用端子を設けるものとし、3 端子の場合には、1 端子を接地用端子とする。また、接地用端子の近傍に E、またはアースの表示をするものとする。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>3. 性能</p> <p>(1) 明るさ 明るさは、表面板面の白色部分で、照度 1,000 (lx) 以上でなければならない。また、同一色の表面板の明るさの均整度 (最大/最小) は、4 以下でなければならない。</p> <p>(2) 電源 電源は 1φ2 線 100V または 200V50Hz とし、常時供給回路からの給電とする。</p> <p>(3) 非常電源 夜間における停電時には、標識に内蔵の非常電源から瞬時に切替し、専用点灯回路を点灯させることとする。点灯継続時間は 30 分以上とする。なお、その際における板面白色部の照度は 5 (lx) 以上とし、むらのないものとする。</p> <p>(4) 動作照度 通常時の点検動作は標識支柱に取り付けた JIS C 8369「光電式自動点滅器」によるものとし、設置にあたっては道路照明等による人工光の影響を受けないように取り付けることとする。停電時における点灯動作は内蔵自動点滅器により動作することとする。</p> <p>(5) 絶縁抵抗 a) 絶縁抵抗は、b) の方法により試験したとき 5MΩ 以上でなければならない。また、冷間で試験したとき、30MΩ 以上であること。 b) 絶縁抵抗試験は、連続点灯を行い器具各部の温度がほぼ一定になった後、電源の両端子を一括したものと、人が触れるおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗値を JIS C 1302「絶縁抵抗計 (電池式)」に規定する 500V 絶縁抵抗計、またはこれらと同等以上の精度を有する測定器で測定する。</p> <p>(6) 耐電圧 a) 耐電圧は、b) の方法により試験したとき、これに耐えなければならない。 b) 耐電圧試験は、絶縁抵抗試験のすぐ後に充電部と非充電金属部との間に周波数 50Hz の正弦波に近い 1,500V の試験電圧を 1 分間加え、これに耐えるか調べることとする。</p> <p>(7) 防水性能 防水性能は、JIS C 0920「電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級」に規定する保護等級 3 (防雨形) とし、同規格 4.5 に規定する散水試験を行ったとき、器具内部に正常な動作を阻害するような浸水があってはならない。</p> <p>4. 表示</p> <p>標識の見やすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 形式 (2) 最大使用電圧 (3) 適合ランプ (4) 製造番号またはその略号 (5) 製造業者名またはその略号 (6) その他必要事項</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>

現 行	改 定 (案)	適 用
	<p>10-2-12-4 道路付属物工</p> <p>2. 固定式視線誘導柱</p> <p>(1) 材料 アーム用鋼管は、JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) STK400 に、支柱、ベースプレート及びリブプレート用鋼板は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400 規格に合格するもの、または同等以上の品質を有するものとし、アーム用スジ付きアルミパイプ及び矢羽材料は、JIS H 4000A505、JIS H 4100A6063S、JIS H 4000A5052P に合格するもの、または同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(2) 防錆 支柱の防錆は、溶融亜鉛メッキによるものとし、亜鉛メッキ付着量は、JIS H 8641 「溶融亜鉛メッキ」2種 (HDZ55) 以上とする。</p> <p>(3) 溶接 a) 継目は、突き合わせ溶接とする。 b) 溶接部は、十分な溶け込みが得られ、かつ有害な欠陥が生じない方法により施工しなければならない。 c) 溶接棒は、接合される材料に適する品質のもので、かつ JIS Z 3211 (軟鋼用被膜アーク溶接棒) の規定によるものとする。 d) 溶接工は、JIS Z 3801 (溶接技術検定における試験方法ならびにその判定基準) の試験に合格した 2 級以上の溶接工またはその監督のもとに作業する 3 級以上の溶接工とする、</p> <p>(4) 形状及び寸法 テーパーポールの寸法の許容差は、JIS L 1001 (照明用テーパーポール) に準拠するものとする。</p> <p>(5) 機械的性質及び試験 a) 機械的性質は、曲げ性を除く全ての項目は、JIS G 3444 に示す STK400 に準拠するものとする。 b) 試験は、JIS G 3444 の項 (曲げを除く) に準拠して行うものとする。なお、支柱テーパー部についての頻度は、下記イ) による イ. 同一寸法の管 250m またはその端数ごとに 1 本供試材を採取し、これから引張試験片 1 個及びへん平試験片 1 個を採取すること。</p> <p>(6) 検査 検査は、JIS G 3444 の項 (曲げ性を除く) に準拠して行うものとする他、浸透探傷検査または超音波探傷試験により、溶接部に有害な欠陥が無いかが検査するものとし、その頻度は前号 (5) の 2) によるものとする。また、表面処理の亜鉛メッキ試験は、ポールの素材より試験片を作成し、ポールの浸漬と同時に浸漬した試験片によって付着量試験を行うものとする。</p>	<p>特記仕様書からの移行</p>